

令和 7 年杉並区教育委員会訓令

[illegible]

杉並区教育委員会訓令第 1 号

教育委員会事務局

教 育 機 関

杉並区教育委員会教職員表彰規程（平成 13 年杉並区教育委員会訓令甲第 9 号）
の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 21 日

杉並区教育委員会

第 8 条第 3 項第 3 号中「杉並区教育委員会事務局教育人事企画課長」を「杉並区教育委員会事務局教育人事・指導課長」に改める。

第 10 条第 1 項中「杉並区教育委員会事務局教育人事企画課長」を「杉並区教育委員会事務局教育人事・指導課長」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区教育委員会訓令第 2 号

教育委員会事務局

学 校

杉並区教育職員の自己申告及び人事評価に関する規程（平成 19 年杉並区教育委員会訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 21 日

杉並区教育委員会

第 8 条第 1 項第 2 号中「教育委員会事務局教育政策担当部長」を「教育委員会事務局教育人事・指導課長」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区教育委員会訓令第 3 号

教育委員会事務局

教 育 機 関

杉並区教育委員会職員懲戒分限審査委員会規程（平成 1 9 年杉並区教育委員会訓
令甲第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 1 日

杉並区教育委員会

第 3 条第 3 項中「、教育委員会事務局教育政策担当部長」を削り、「教育委員会
事務局教育人事企画課長」を「教育委員会事務局教育人事・指導課長」に改める。

第 9 条中「教育委員会事務局教育人事企画課」を「教育委員会事務局教育人事・
指導課」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区教育委員会訓令第4号

教育委員会事務局

教 育 機 関

杉並区教育委員会職員服務監察規程（平成13年杉並区教育委員会訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月21日

杉並区教育委員会

第1条中「教育委員会」を「杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第3条中「前条第1号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1） 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）第2条に規定する職員
- （2） 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）第2条に規定する職員
- （3） 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員（次号に掲げる非常勤職員を除く。）
- （4） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定に基づき東京都教育委員会に任用され、杉並区立学校に勤務する非常勤職員
- （5） 東京都教育委員会と教育委員会との間における職員派遣に関する協定による派遣職員
- （6） 教育委員会が任命する非常勤職員

第5条第2項中「教育委員会事務局教育人事企画課長」を「教育委員会事務局教育人事・指導課長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和

7年4月1日から施行する。

杉並区教育委員会訓令第 5 号

教育委員会事務局

教 育 機 関

杉並区教育委員会職員の服務の宣誓に関する取扱規程（令和 3 年杉並区教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 1 日

杉並区教育委員会

第 2 条中「教育委員会事務局教育人事企画課」を「教育委員会事務局教育人事・指導課」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。